

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

ホームページを開設

支援者のご協力で、伊藤晃平君裁判を支援する会のホームページが開設できました。

皆さんの投稿もできます。ご支援の投稿をぜひお願いします。

第四次の署名提出

八月二日、第四次の署名、1180筆を提出し、累計7447筆となりました。

今回の署名活動は、お母さんの伊藤啓子さんを先頭に、支援者とともに、真夏の三十五度前後の猛暑の中の署名行動でした。

「名古屋地裁」前の署名計画中

毎月第4日曜日、金山駅で署名行動をしています。毎回、一〇数人の参加で、150筆ほどの署名をいただいています。

署名活動の強化ということで、裁判の日に、1時間程早く来て、名古屋地裁前で、通行人に、署名・宣伝行動を行うことにしました。ご協力をお願いします。

今後の予定

八月二九日(日)金山署名は中止

九月一七日(金)7回世話人会議

十五時三十分 於：名古屋

共同法律事務所

九月二六日(日)5回金山駅署名

十二時から約2時間

十月八日(金)6回裁判所前署名

十一時五十分から1時間

十月八日(金)第8回口頭弁論

1102号法廷

十三時十分から

十月二四日(日)7回金山駅署名

十二時から約2時間

ご参加をお願いします。



(同情でなく道理で署名をするという若者たち)



概要

★重度知的障害と自閉症の

伊藤晃平君(名古屋市・十五

歳は、平成一九年十二月

二十二日未明、社会福祉法人M

福祉会のショートステイ中、階

段から転落し、意識不明のまま

死亡しました。★M福祉会は、

話し合いを求めても会議中と

か不在を理由に面会を避け、あ

げくに、裁判が決着したら謝罪

する、という態度です。★損害

賠償の話し合いに来たのは保

険会社だけでした。A損害保険

会社の担当者は、「障害者は生

きていても社会に対する利益

がないケース」と言って、感謝

料は払うが逸失利益はゼロだ

と言っています。★障害者の命の

代償は、こんなものでしょう

か? ★障害者の命の代償に平

等と尊厳をもとめて不本意な

がら、裁判となりました。

尊厳・人権・平等に光を!

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース NO13 2010年8月26日

〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 T&F 0568-83-9178

Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net <http://smile.sa-suke.com/> 「晃平君の逸失利益裁判」でも検索可

郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160

15歳で逝った晃平君
やりたいことがいっぱいだった
だろうに
残された親と兄弟は、「障害者
は、生きていても社会に対する
利益がないケース」で、逸失利
益はゼロ円と言われた。
障害者の命には、平等も人権も
尊厳もないのでしょうか

「憲法の精神 命は平等」

施設内の事故で亡くなった重度障害の少年が、将来得られたはずの「逸失利益」をゼロと評価され、賠償額を不当に低く抑えられたとして、遺族が補償のあり方をめぐる裁判を名古屋地裁で争っている。根拠は「法の下の平等」をつたった憲法一四条だ。あす三日は憲法記念日。遺族は問う。「命の価値は働くことだけなのか」と。

少年は重度の知的障害していた二〇〇七年十
害があった名古屋市中 二月二十二日、階段か
山区の故伊藤晃平さんら転落し、頭を打って
当時(左)。同市北区 亡くなった。
の短期入所施設に宿泊 危険を察知できず、

障害児「逸失利益ゼロ」 名地裁で遺族争う

出入り口があれば勝手
に出て行ってしまっ
母啓子さん(左)は社会
生活になじませようと
施設に通わせていた。
三回目の宿泊で事故は
起きた。
障害のない同世代な
ら六千万円程度が見込
まれる賠償額を、損害
保険会社は四分の一の
約千五百万円と算定。
障害のため将来の収入
を想定できず、逸失利

これを知った故安藤一巳先生(愛
知県高等学校教職組合)と落合幸次氏
は、全面的な支援に加わった。
弁護の依頼を受けた岩月浩二弁護
士は、一も二もなく弁護を引き受け、
中谷雄二弁護士に応援を求めた。
支援する会が結成され、共同代表に
その道の専門家と学者が加わった。イ
ンターネットで署名がきた。支援する
会は、署名と街頭宣伝を行い、七千四
百筆余を裁判所に提出した。竹内彰一
氏は、ホームページを立ち上げた。
鑑定意見書作成にご協力をいただ
ける、著名な学者も増えています。
「障害者の命の代償に平等と尊厳を
もとめて」の裁判に、ご支援を!



亡くなる直前、動物園で姉と写真に納まる晃平さん(2007年11月、愛知県豊橋市で(遺族提供))

左の中日新聞記事が、中学校3年生
の社会科授業で教材となった。
教師は、春日井まで来て、お母さん
等から事実関係を確認された。感想文
には、「お母さんがかわいそすぎる。ユ
ニバーサルデザインをしていない施設
に責任がある。家(うち)だけの問題
にしていないお母さんはすばらしい。」
の感想がだされた。

益をゼロと見積もった
ためだ。
納得できない啓子さ
んらは昨年五月、施設
側へ逸失利益四千万円
を含む約七千万円の損
害賠償を求め提訴。逸
失利益の算定方法を
「命の差別」と批判
し、全労働者の平均賃
金を計算した。
施設側は安全配慮に
過失があったことを認
める。だが、逸失利益
は「算定できない。差
別でなく合理的区別」
と主張する。
死亡事故の賠償額
みは量れないからこ

「会」共同代表
荒木照世(名古屋市中立特別
支援学校・教員)
原山恵子(名古屋第一法律
事務所・弁護士)
本 秀紀(名古屋大学
院法学研究科・教授)
事務局長
落合幸次(元みなと医療生
活協同組合の事務長)

て国民は、法
の下に平等
であって、人
種、信条、性別、社会
的身分または門地によ
り、政治的、経済的ま
たは社会的関係におい
て、差別されない」と
平等原則を規定。最高
裁は「合理的根拠に基
づかない限り、差別的
な取り扱いを禁止する
趣旨」と判断している。
昨年十二月には青森
地裁が重度知的障害者
「当時(左)の死亡事
故で逸失利益六百万円
を認める判決をした。
だが「一定程度の就労
可能性はある」との判
断で、収入見込みから
算定する手法は従来と
同じだ。
名古屋大の本秀紀教
授(憲法)は「命の価
値や遺族にとっての重
みは量れないからこ
ろではないんです」